

税逃れ？ 財産隠し？

タックスヘイブン(租税回避地)とは、個人のお金や会社の儲けに対して税金をかけ

4月に世界を震撼させたタックスヘイブン(租税回避地)を利用した「パナマ文書」。各国首脳及びその関係者の名前がぞろぞろと登場した「第一弾」に比べれば、今のところは一旦平静を取り戻したようにも見えます。とはいえ、最低でも二百人を超える日本人とおぼしき名前も登場していますので、調査が進めばどうなるか分かりません。

◆

課税にあたっては「公平性」が重要な要素の一つでも

ないか、他の国より低い税率しか課さない国や地域のことですが、合理的な投資やビジネスの二環として利用した事例もあるのです。これらの全てが悪意ある課税逃れを目的として行われたわけではありません。また、あくまで現地の法律に沿って行われた以上、直ちに違法行為に当たるわけではありません。とはいえ、一連の行為が租税回避目的であったと課税当局からみなされれば、税の追徴は免れられません。租税回避に該当するか、あるいは合法的な「節税」かの判断の分かれ目は、実体があるかどうかです。たとえば、タックスヘイブンで登記された法人が実際に活動していれば「節税」ですが、これが単なるペーパーカンパニーで実際の業務が日本などで行われていれば「租税回避」とみなされます。

◆



備えあれば憂いなし!

お金の話

パナマの法律事務所から流出した「パナマ文書」…道義的な責任の問題と違法行為への疑念が世界に波紋をひろげています。

あります。読者の皆さんにとってやるせないのは、常日頃納税に頭を痛めている一般の人々をよそに、富裕層や大企業が投資銀行やコンサルタントに多額の報酬を払って、更に多額の資産を課税から逃れていた事実と思われまます。一方で消費税や外形標準課税など、中低所得の人々や中小・零細企業に対する課税強化の動きも見逃せません。特に、これらの税制は赤字でも税負担が生じます。その是非はともかく、一人一人が納税者かつ有権者として、投票には必ず行くなど政治にしっかり関心を持つことが、これから一層大切ではないでしょうか。

【教えてくれた人】

税理士・
ファイナンシャルプランナー
岡田 浩介さん



税務や会計から経営サポート業務と幅広く活動し、著書に「あなたの会社の航海マップ」などがある。

飲食店の利益を生み出す
専門スキルを持っています。

一般社団法人
日本フードアドバイザー協会公認
飲食店サポートクラブ広島支部

岡田浩介税理士事務所
株式会社 セカンドエース経営
〒720-0812 福山市霞町四丁目4番13号
TEL.084-921-8531

相続・節税等 個人のお客様もご相談ください。

岡田浩介税理士事務所

検索

カフェ経営・2年目 Tさん(29歳)

毎年の申告から経営管理まで
すべておまかせ。
お店も軌道にのってきました。



できた時間は新メニューを
考えることにあてています。
お店のことに集中できて助かります。

やるからには利益も出したいと思
い、オープン前から相談に乗
ってもらっています。お店も2
年目に入り、おかげさまで軌
道にのってきたと実感しています。

